

議案第44号

大口町税条例の一部改正について

大口町税条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成24年6月5日提出

大口町長 森 進

(提案理由)

この案を提出するのは、地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）が平成24年3月31日に公布され、地方税法（昭和25年法律第226号）の一部が改正されたことに伴い、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

大口町税条例の一部を改正する条例

大口町税条例（昭和38年大口町条例第15号）の一部を次のように改正する。
附則第10条の2を附則第10条の3とし、附則第10条の次に次の1条を加える。

（法附則第15条第2項第6号及び第10項の条例で定める割合）

第10条の2 法附則第15条第2項第6号に規定する市町村の条例で定める割合は4分の3とする。

2 法附則第15条第10項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の2とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用）

2 改正後の大口町税条例（以下「新条例」という。）附則第10条の2第1項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された地方税法及び国有資産等所在市町村交付金法の一部を改正する法律（平成24年法律第17号）第1条の規定による改正後の地方税法（次項において「新法」という。）附則第15条第2項第6号に規定する除害施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第2項の規定は、平成24年4月1日以後に取得された新法附則第15条第10項に規定する施設に対して課すべき平成25年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

大口町税条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p><u>(法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号及び第 1 0 項の条例で定める割合)</u></p> <p>第 1 0 条の 2 <u>法附則第 1 5 条第 2 項第 6 号に規定する市町村の条例で定める割合は 4 分の 3 とする。</u></p> <p>2 <u>法附則第 1 5 条第 1 0 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。</u></p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 1 0 条の 3 略</p>	<p style="text-align: center;">附 則 (読替規定)</p> <p>第 1 0 条 略</p> <p>(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定を受けようとする者がすべき申告)</p> <p>第 1 0 条の 2 略</p>

改正要旨

1 改正の目的

地方税法等の一部改正に伴い、地方税の特例措置について条例で決定できるようにする仕組みが導入され、固定資産税の課税標準の特例措置2件について所要の整備を図る必要があるため改正するものです。

2 改正の概要

平成24年4月1日以後に取得された下水道除害施設及び雨水貯留浸透施設において、固定資産税の課税標準の特例割合を法律で定める上限から下限の範囲内で、条例で定めることとしました。

(1) 下水道除害施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合 4分の3

(参考)

地方税法附則第15条第2項第6号抜粋

「4分の3を参酌して3分の2以上6分の5以下の範囲において市町村の条例で定める割合」

(改正前)

旧地方税法第15条第2項抜粋

「当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の4分の3の額」

(2) 雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置の割合 3分の2

(参考)

地方税法附則第15条第10項抜粋

「3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲において市町村の条例で定める割合」

(改正前)

旧地方税法第15条第12項抜粋

「当該施設に係る固定資産税の課税標準となるべき価格の3分の2の額」